

平成 18 年 3 月

茨城県医師会会員の皆様へ

茨城県保健福祉部長

### 平成 18 年度医療福祉（マル福）制度の改正について

医療福祉制度の円滑な実施につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。昭和 48 年の創設以来、医療福祉制度（マル福）は、受給者の利便性を図るため、皆様の御協力を得て、医療機関窓口で助成を受けられる現物給付方式で実施させていただいておりますが、更なる受給者の利便性の向上と昨今の電子データによるレセプト請求の推進等の社会的な背景を受けて、各方面の方々から医療福祉費請求書（ピンク色の用紙）による請求方式の見直しについてご要望をいただきてまいりました。

レセプト請求方式への切替は、審査支払機関の協力がなければ実施はできないことから懸案となっていましたが、今般、国民健康保険団体連合会のほか、社会保険診療報酬支払基金におきましても、医療福祉費のレセプト請求に係る審査支払の業務委託が可能となったことから、誠に急な話で恐縮ですが、平成 18 年 1 月診療分より、レセプト請求方式に移行させていただくべく、関係機関と調整させていただいております。

マル福のレセプト請求により、医療費請求システムの変更など、一部ご負担をおかけしますが、受給者からの医療福祉費請求書の受領や医療福祉費請求書への転記等がなくなることにより医療現場の事務処理の効率化が図れるものと考えております。

なお、他の公費負担医療と同様にレセプトによる請求方式となるため、マル福請求書記入に係る事務手数料としてお支払しております事務交付金を併せて廃止させていただく予定です。事務処理方法等の詳細につきましては、近日中に、別途送付させていただきますので、改正の趣旨をご理解のうえご協力の程、よろしくお願ひいたします。

#### 記

1 改正実施時期： 平成 18 年 1 月診療分から

2 改正内容

○医療機関窓口で、被保険者証及びマル福受給者証の提示を受けるだけになります。

		< 現 行 >	< 改 正 >
窓	取 扱	<ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者証</li><li>・マル福受給者証</li><li>・マル福請求書</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者証</li><li>・マル福受給者証</li></ul>

○下記の公費負担者番号と公費受給者番号をレセプトの公費欄に記入いただき、公費請求点数（保険請求点数と同点数の場合は記入なし）と負担金額（療養の給付額、重度入院の場合は食事療養の額も）を記入いただき、各審査支払機関に送付いただくシステムとなります。

【公費負担者番号】 \*新様式の医療福祉費受給者証に記載されています。

(公費負担者番号の記載がない旧様式の受給者証は無効)

【現行】

乳児(次-10・△△△)	8 1 0 8 △△△△▲
幼児3歳未満(次-20・△△△)	8 2 0 8 △△△△▲
幼児3歳以上(次-21・△△△)	8 9 0 8 △△△△▲
母子(次-80・△△△)	8 8 0 8 △△△△▲
父子(次-70・△△△)	8 7 0 8 △△△△▲
重度(次-30・△△△)	8 3 0 8 △△△△▲
高齢重度(次-50・△△△)	8 5 0 8 △△△△▲

【改正後】

△△△△は市町村番号  
▲は検証番号

【公費負担医療の受給者番号】 \*7桁の番号となります。

【診療報酬明細書への記入例】 ①～④部分に記入いただくこととなります。

\*マル欄高齢重度受給者入院の場合

市町村	27080019	老人	1234569
公費①	85080018	公費②	6543219
公費③		公費④	

受給者番号	X X X X X X X
被扶養者数	
年齢	X X X X X X X

被 扶 養 の 給 付 (①)	保 険 28,199	請求 点	*決定 点	支給金額 円 28,200	食 事 療 費 (①)	保 険 10	日	請求 円 19,200	*決定 円	唐 費 負 担 額 7,800
(②)					(②)					

保険請求点数と同点数の場合は記入なし

重度以外の受給者の場合は記入(入院3,000円等(1日300円×日数))

外来の場合は600円、1200円等)

【診療報酬請求書への記入】 他の公費負担医療と同様に「公費負担医療欄」にご記入いただくこととなります。

【医療補助費の支払】

\*国保連合会と支払基金からそれぞれ支払われます。

心 妊産婦分は、引き続き、妊娠婦医療福祉費申請書(様式第9号、水色の用紙)により、国保連合会へ提出願いいただくこととなります。

ただし、受給者の記号番号は他の受給者同様に変更となります。

妊娠婦(次-60・△△△) 8 6 0 8 △△△△▲

妊娠婦分の事務交付金は、引き続きお支払いいたします。